フラッグシップ輸出産地選定に係る静岡県推薦産地（２回目）について

１　概要

　　農林水産省が選定する「フラッグシップ輸出産地」について、県内産地が応募するに当たり、その選定基準を満たすものについて、産地の希望に応じて県が推薦を行う。

２　選定及び推薦の流れ

　①県の推薦を希望する産地は、農林水産省に提出すべき応募書類一式を、各品目担当課に提出　※所管の農林事務所等を経由することができる（経由は必須ではない）

　②各品目担当課は、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（６輸国第256号令和６年４月19日）第３の選定基準を満たしていることを確認した上で、応募書類一式をマーケティング課に提出

　③マーケティング課は、県が推薦する産地を農林水産省に報告するとともに、各品目担当課を経由して、県が推薦する旨を産地に伝達

　④県の推薦を希望する産地は、伝達を受けた後、農林水産省が定める手続に従い応募

県推薦を

希望する

産　　地

所管農林

事務所等

品目担当課

マーケティング課

農林水産省

④（web申請）

①※

①

③

③

③

③

①※

②

３　県推薦に係る手続

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 内　容 | 備　考 |
| 提出書類 | ・別紙県様式１  ・別紙県様式２（任意提出・複数提出可）  ・農林水産省への応募書類一式 | 別紙県様式２は、支援策の要望がある場合に提出 |
| 提 出 先 | 各品目担当課又は所管農林事務所等 | 次ページの一覧参照 |
| 提出方法 | メール |
| 提出期限 | 令和６年11月25日（月）17:00 | 困難な場合は応相談 |

４　その他

　　フラッグシップ輸出産地として選定された場合、農林水産省による支援策を優先的に受ける事ができるが、具体策については検討中とされており、要望も受け付けているため、要望がある産地にあっては、別紙県様式２にて要望内容を提出することができる。

＜提出先一覧＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 提出先所属 | 提出先メールアドレス |
| 日本酒 | 地域産業課 | chiikisangyo@pref.shizuoka.lg.jp |
| お茶 | お茶振興課 | ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp |
| 畜産物 | 畜産振興課 | chikusan@pref.shizuoka.lg.jp |
| 野菜・果物 | 農芸振興課 | nougei@pref.shizuoka.lg.jp |
| 林産物 | 林業振興課 | rinshin@pref.shizuoka.lg.jp |
| 水産物 | 水産振興課 | suisanshinkou@pref.shizuoka.lg.jp |
| その他加工品等 | マーケティング課 | export@pref.shizuoka.lg.jp |

＜参考＞

　農畜林産物：農林事務所

　水　産　物：水産・海洋技術研究所

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | メールアドレス |
| 西部農林事務所地域振興課 | seinou\_chiiki@pref.shizuoka.lg.jp |
| 中遠農林事務所地域振興課 | nourin-chuen-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp |
| 志太榛原農林事務所地域振興課 | AFO-shidahai-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp |
| 中部農林事務所地域振興課 | AFO-chubu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp |
| 富士農林事務所総務課 | fuji-soumu@pref.shizuoka.lg.jp |
| 東部農林事務所地域振興課 | tounou-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp |
| 賀茂農林事務所地域振興課 | kamonou-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp |
| 水産・海洋技術研究所 | suigi-fukyuu@pref.shizuoka.lg.jp |

別紙県様式１

フラッグシップ輸出産地選定に係る静岡県推薦の希望申出書

令和　年　月　日

静岡県経済産業部長　様

所　　在　　地

名　　　　　称

代表者職・氏名

　下記産地は、農林水産省が選定するフラッグシップ輸出産地への応募について、静岡県の推薦を希望するため、農林水産省に提出予定の書類一式を添えて申し出ます。

記

１　申し出の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | | 内　容 |
| 対　象　品　目 | |  |
| 対　象　産　地 | |  |
| 代表団体 | 名　　　　　称 |  |
| 代表者職・氏名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |
| 担当者連絡先 |  |

２　添付資料

・別紙県様式２（要望数　　　件）

・農林水産省への応募書類一式

別紙県様式２

フラッグシップ輸出産地選定に係る支援策等要望書

令和　年　月　日

所　　在　　地

名　　　　　称

代表者職・氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | | 内　容 |
| 要望内容 | |  |
| 要望の背景 | 現状 |  |
| 課題 |  |

別紙県様式２【記載例】

フラッグシップ輸出産地選定に係る支援策等要望書

令和　年　月　日

所　　在　　地　静岡市葵区追手町9-6

名　　　　　称　静岡県マーケティング課

代表者職・氏名　主査　木村成伸

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | | 内　容 |
| 要望内容 | | 記載例）  事業期間を複数年度に設定し、切れ目のない資金共有が可能な補助制度の創設 |
| 要望の背景 | 現状 | 記載例）  荒廃農地の再生や有機転換など産地形成の取組は、単年度で完結せず、土地の肥沃度の向上や改植後の樹勢確保、認証取得など、実際の輸出に至るまでに少なくとも３年程度の継続した人的・金銭的投資が必要である。  また、３月や４月に輸出の取組が本格化するいちごなどの産品では、補助制度の活用が実質的に困難である。  このため、他の品目等と比較して、輸出拡大に向けた産地形成の取組が難しくなっている。 |
| 課題 | 記載例）  産地形成のためのソフト事業補助金は、単年度補助金のみである。一方で既述のとおり、複数年度の継続的な支援、年度切替の時期に輸出が本格化するいちご等の産品への支援は、適用可能な制度が存在しない。  （韓国など、台頭する海外産地との競争においては、これらの柔軟な支援制度の存在が突破口となり得る。） |